

由布市告示第70号

令和4年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年6月1日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和4年6月8日水曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
鷺野 弘一君	長谷川建策君

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和4年6月8日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和4年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第11号 令和3年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第12号 令和4年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第9 報告第13号 令和3年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第14号 令和3年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第15号 令和3年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第12 報告第16号 令和3年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第13 報告第17号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第18 議案第40号 おおいた消防指令センターシステム整備業務委託契約の締結について
- 日程第19 議案第41号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第42号 市道路線（国道210号側道線）の認定について

- 日程第21 議案第43号 市道路線（阿蘇野養魚場線）の認定について
日程第22 議案第44号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第45号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願について
日程第5 報告第9号 専決処分の報告について
日程第6 報告第10号 専決処分の報告について
日程第7 報告第11号 令和3年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
日程第8 報告第12号 令和4年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
日程第9 報告第13号 令和3年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第10 報告第14号 令和3年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
日程第11 報告第15号 令和3年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第12 報告第16号 令和3年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
日程第13 報告第17号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
日程第18 議案第40号 おおいた消防指令センターシステム整備業務委託契約の締結について
日程第19 議案第41号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
日程第20 議案第42号 市道路線（国道210号側道線）の認定について
日程第21 議案第43号 市道路線（阿蘇野養魚場線）の認定について

日程第22 議案第44号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第45号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（18名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 佐藤 孝昭君	4番 高田 龍也君
5番 坂本 光広君	6番 吉村 益則君
7番 田中 廣幸君	8番 加藤 裕三君
9番 平松恵美男君	10番 太田洋一郎君
11番 加藤 幸雄君	12番 甲斐 裕一君
13番 佐藤 郁夫君	14番 渕野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 鷺野 弘一君	18番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君	書記 畠中 勇君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長	庄 忠義君	総合政策課長	日野 正美君
税務課長	河野 克幸君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			利光 祐治君
建設課長	三ヶ尻郁夫君	水道課長	大久保 暁君
保険課長	佐藤 俊吾君	高齢者支援課長	工藤 由美君
挾間振興局長兼地域振興課長			後藤 和敏君
庄内振興局長兼地域振興課長			秦 正次郎君

湯布院振興局長兼地域振興課長 後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長 花宮 宏城君
消防長 佐藤 尚也君 代表監査委員 大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。

感染予防対策として、全ての方のマスクの着用をお願いいたします。

これより、令和4年第2回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、田中廣幸君、8番、加藤裕三君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付しております。お目通しください。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

令和4年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には、公私ともに御多忙の中、御出席を頂き、心から感謝を申し上げます。

さて、今回、提案することにしております報告9件、承認4件、議案6件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただけますようお願い申し上げます。

本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げる次第です。

少し時間を頂きまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

初めに、今回2年ぶりとなる、日出生台演習場で米海兵隊実弾射撃訓練が4月10日から5月4日までの25日間行われました。3月25日に由布市対策本部を開所の上、市民の皆様の安全安心を確保する観点から、関係機関との連絡調整や情報収集、巡回パトロールなどによる対策に努めたところでございます。

次に、3月29日には三代目源流の皆様から、第24回日本太鼓ジュニアコンクールにおいて、見事、準優勝に輝いたことについて御報告を頂いたところです。

次に、4月16日には谷むらづくり協議会、そして翌17日には阿蘇野・直山まちづくり協議会と地域まちづくり協議会活動に関する協働推進協定を締結いたしました。今後は、市とそれぞれの協議会との協働の上、地域課題の解決に向け、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、4月20日には、豊後高田市で大分県市長会春季定例会が開催されまして、九州市長会に提出する議案と大分県に対して要望する事項について決定をいたしましたところでございます。

次に、4月21日には、由布高等学校の渡邊結愛さん、日野綺音さんの両名が、第35回世界バトントワーリング選手権大会日本代表選考会において、見事、優勝の栄冠に輝き、今年8月にイタリアで開催される世界大会の出場を決められたことについて御報告を頂いたところです。

続きまして、5月17日、18日には、福岡県飯塚市で、第130回九州市長会が約2年半ぶりに対面によって開催され、基礎自治体が主体性を持って行政運営を行うことができるよう、都市財政の拡充強化、災害対応力強化のための支援などの議案審議が行われたところです。

次に、5月31日は、全国市長会、理事・評議員合同会議及び財政委員会に出席をし、地方税財政等に関する提出議案並びに重点提言などについて審議を行いました。そして、翌6月1日に開催されました第92回全国市長会議（通常総会）で、ポストコロナを見据えた地域経済・雇用対策の充実に関する決議や国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議など、6件の決議が議決されたところです。

ところで、新型コロナの感染状況につきましては、少しずつ落ち着きつつあると思っております。

す。しかしながら、そうした中、マスクの着用について、基本的な対策として、人との距離や会話の有無などによって着用が必要ではないという場面が、今回、厚生労働省から示されたところ
です。

しかしながら、まだまだ油断することはできず、引き続き、気を緩めることなく、県や関係機関との連携を図りながら、感染拡大の防止に努めていくと同時に、地域経済の活性化にも取り組んでまいりたいと考えているところです。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約については、今回、報告する案件はございません。
以上、報告いたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、会議規則第144条及び第145条の規定により、令和4年第1回定例会において採択ならびに趣旨採択されました陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和4年第1回定例会におきまして審議を頂きました陳情につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

受理番号3（令和3年）、件名、陳情書（放課後児童クラブについて）ですが、令和3年10月時点で、挾間地域の新1年生になる子どもが放課後児童クラブの利用ができないという状況が発生する懸念が生じました。このため、新たな児童クラブの開設に向けて、企業や既存の児童クラブをはじめ、各方面の方々と協議をさせていただいた結果、くすのき児童クラブが、第3児童クラブとして開設していただけることが決定いたしました。

令和4年4月より、挾間庁舎4階会議室を利用し、第3くすのき児童クラブを設置していただいたおかげで、待機児童も解消することができたところでございます。

今後につきましては、令和4年度中に挾間庁舎南側駐車場にモバイル住宅を設置し、第3くすのき児童クラブを移転する予定となっております。

また、挾間小学校の校舎増築工事が計画されておりますが、放課後児童クラブも同敷地内に建設を予定しておりますが、条件整備が整い次第、早急に放課後児童クラブ建設計画を進めていく予定としております。

次に、陳情、受理番号1、件名、子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求める陳情についてですが、5歳以上11歳未満の新型コロナワクチン接種につきましては、令和4年2月に接種券や接種説明書等を送付し、令和4年3月9日から開始しております。予防接種等による感染や重症化を予防する効果と副反応のリスク、双方について理解した上で接種を受けていただけるよう、接種対象者には、チラシ、市報、ホームページ等でお知らせをしております。

また、体質や持病などの様々な理由により接種ができない人もおられます。接種を受けていな

い方に差別的な扱いをしないよう、人権への配慮につきましてもチラシやホームページで啓発しております。今後も、ワクチン接種に関する情報を市民の皆様にお知らせしてまいるところです。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第４．請願について

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第４、請願についてを議題とします。

議会事務局長に朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては敬称を略させていただきます。

受理番号１、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、請願者、大分市大手町、大分県地方自治研究センター理事長中山敬三、紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号２、件名、県道６１６号線ＥＴＣ由布岳スマートインターＩＣから県道６１７号線接続道路の新設についての請願、請願者、由布市湯布院町、塚原自治委員安川忠通、紹介議員、加藤幸雄、太田洋一郎、吉村益則、高田龍也。

受理番号３、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願者、由布市庄内町、大分県教職員組合由布支部執行委員長浜小路国弘、紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの請願３件については、会議規則第１４１条により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第５．報告第９号

日程第６．報告第１０号

日程第７．報告第１１号

日程第８．報告第１２号

日程第９．報告第１３号

日程第１０．報告第１４号

日程第１１．報告第１５号

日程第１２．報告第１６号

日程第１３．報告第１７号

日程第 1 4. 承認第 2 号

日程第 1 5. 承認第 3 号

日程第 1 6. 承認第 4 号

日程第 1 7. 承認第 5 号

日程第 1 8. 議案第 4 0 号

日程第 1 9. 議案第 4 1 号

日程第 2 0. 議案第 4 2 号

日程第 2 1. 議案第 4 3 号

日程第 2 2. 議案第 4 4 号

日程第 2 3. 議案第 4 5 号

○議長（長谷川建策君） 次に、本定例会に提出されました日程第 5、報告第 9 号から日程第 1 3、報告第 1 7 号までの報告 9 件、日程第 1 4、承認第 2 号から日程第 1 7、承認第 5 号の承認 4 件、日程第 1 8、議案第 4 0 号から日程第 2 3、議案第 4 5 号までの議案 6 件を一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 9 件、承認 4 件、議案 6 件でございます。

初めに、報告第 9 号及び報告第 1 0 号の専決処分の報告については、いずれも市道の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償を地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 1 1 号、令和 3 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、令和 4 年 4 月 2 6 日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和 3 年度の事業報告並びに決算が議決され、4 月 2 6 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定により書類の提出がありましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第 1 2 号、令和 4 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、令和 4 年 3 月 2 5 日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和 4 年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、同日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 2 項の規定により承認しましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第13号、令和3年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、新型コロナウイルス緊急対策事業など23事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第14号、令和3年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、し尿処理施設整備事業及び防災情報システム整備事業について、翌年度通次繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第15号、令和3年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、小学校施設整備事業及び農業用施設災害復旧費の2つの事業を事故繰越しとしております。それぞれ用地の所有権移転登記の遅れや工事用資機材の供給不足により、年度内完了が困難となったもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第16号、令和3年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、年度内に工事の完成ができなかった配水管布設替・配水管改良工事について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第17号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

続きまして、承認第2号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ264万2,000円を追加し、予算の総額を208億5,845万1,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、本年4月16日より実施されました、在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練に係る対策費を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月4日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、固定資産税の税負担の調整、個人住民税の負担軽減措置の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を目的として、地方税法等の一部が改正されたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第4号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、令和4年3月31日に適用期限を迎えます、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長等によるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第5号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことにより、国民健康保険税の賦課限度額

を見直すもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第40号、おおいた消防指令センターシステム整備業務委託契約の締結については、おおいた消防指令センターシステム構成機器等の製造の請負を含む業務の委託契約を締結するため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正については、由布市庄内町における給水区域を改めることによるものでございます。

次に、議案第42号、市道路線（国道210号側道線）の認定については、国道からの移管に伴う市道認定をお願いするものでございます。

次に、議案第43号、市道路線（阿蘇野養魚場線）の認定につきましては、県道からの移管に伴う市道路線の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第44号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに4億4,683万円を追加し、予算総額を213億528万1,000円をお願いするものでございます。歳入では、国から配分のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、事業に伴う国県支出金などの特定財源が主なものでございます。

歳出については、長期化するコロナ禍において、多くの皆様が厳しい生活を余儀なくされ、市内事業者の皆様も、事業継続に向け、創意工夫や企業努力をしながら懸命に取り組まれています。

また、ウクライナ情勢や円安の進行などを要因として、原油価格の高騰をはじめ、生活に欠かせない資材や原材料などの物価が高騰し、暮らしや経済を直撃する状況になっております。

このような状況を踏まえ、このたび補正予算の編成に当たりましては、この影響が強く懸念される市民や事業者に対する支援策、また、消費の下支えとなる対策を地方創生臨時交付金や県補助金を財源として計上をいたしたところです。

具体的には、国制度の支給終了後に、なお生活困窮状況が続いている世帯への生活困窮者サポート給付金、コロナ禍の中、各種サービスを継続して提供していただいている福祉事業所や医療機関、子育て支援施設等への臨時支援金、幼稚園、小中学校及び幼児教育・保育施設などにおける給食費の値上げ抑止を図るため、食材等の品質の維持に向けた食材高騰対策補助金、地域農業を支える認定農業者等に対する生産資材の購入経費補助金、また、さらなる地域経済の循環と消費喚起を目指し、紙・電子の2種類のプレミアム率30%及び40%の商品券を3万セットの発行に係る補助金などとなっております。

さらに、全額、国庫補助金を活用した事業として、令和4年度に住民税均等割が新たに非課税

になった世帯への給付金や児童扶養手当受給者等への特別給付金、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に向けた経費などを計上いたしたところです。

このほか、現在、利用に支障が生じている狭霧台園地のトイレの給水施設の整備工事、また、マイナンバーカードの交付率向上に向けた個人番号カード交付事業経費、県域の園芸支援品目である白ネギの生産拡大に向けた推進事業補助金などをお願いいたしているところでございます。

なお、各科目におきまして、4月の人事異動に伴う給与費の組替えと第1回定例会で可決を頂きました職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分の措置をいたしております。

次に、議案第45号、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算にそれぞれ5万8,000円を追加し、予算総額を43億1,783万7,000円にお願いするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を増額し、繰入金を減額するもので、歳出では、地域支援事業費を増額するものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第17号について、代表監査委員より報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第17号について御報告申し上げます。

報告第17号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出、由布市代表監査委員大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和4年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ2月28日、3月25日、4月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検証いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 大塚代表監査委員より、報告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第9号及び報告第10号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年6月8日提出、由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。令和4年4月28日、専決処分を行っております。

次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和4年3月13日午後1時頃、由布市挾間町鬼崎1161番地先の市道田小野中恵線において、甲の管理する市道のコンクリートの舗装が剥がれていたため、乙の所有する自動車が通行する際に当該コンクリート舗装が跳ね上がり、車両下部と接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件として、甲は乙に対して、過失割合100%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金33万6,000円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の破損状況を示す写真等を記載しているところでございます。

次に、報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年6月8日提出、由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。令和4年5月24日、専決処分を行っております。

次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和4年3月26日午前7時頃、由布市湯布院町湯平2731番地2先の市道扇山線において、甲の管理する市道上に落石があり、乙の所有する自動車が通行する際に当該落石にタイヤが乗り上げ、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、甲は乙に対して、過失割合50%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金6,375円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の破損状況を示す写真を記載しているところでございます。御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第11号及び報告第12号について、続けて詳細説明を求め

ます。総合政策課長。

○総合政策課長（日野 正美君） 総合政策課長です。報告第11号並びに第12号の詳細説明を行います。

報告第11号、令和3年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。令和4年6月8日提出、由布市長。

1ページをお開きください。令和4年4月26日の由布市土地開発公社理事会において、令和3年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が、監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告をいたします。

4ページをお開きください。令和3年度由布市土地開発公社の事業報告書ですが、令和3年度は、土地の処分並びに借入金の繰上償還等を行っております。

1の事業概要に記載していますが、管理業務として、市道向原別府線用地の売却により1,800万円の収益があり、土地開発基金からの借入れ分1,800万円を返済いたしました。また、新たに土地開発基金から6,000万円を借入れ、土地開発公社の預金と併せて、大分みらい信用金庫からの借入金6,739万8,640円の繰上償還を行いました。

次に、6ページをお開きください。令和3年度の財務諸表について、御説明いたします。

まず、貸借対照表ですが、7ページを御覧ください。

令和4年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに、8,414万6,527円となっております。

次に、8ページを御覧ください。損益計算書です。

1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すもので、当期純利益については165円の純利益となっております。

次に、9ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きを表したもので、現金及び現金同等物期末残高は374万3,387円となっております。

その内訳は13ページにございますが、普通預金の年度末残高は70万9,774円、定期預金残高は303万3,613円で、先ほど申し上げました繰上償還のため、普通預金、定期預金の一部を解約しております。

10ページは、販売費及び一般管理費で、人件費と一般経費9万2,650円の内訳を記載しております。

11ページを御覧ください。準備金計算書です。前年度繰越準備金1,114万6,362円に

当期純利益165円を加えた1,114万6,527円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書により次期繰越準備金として処理をしております。

次に、12ページは財産目録で、資産合計8,414万6,527円から負債合計6,000万円を差し引いた2,414万6,527円が純資産ということになります。

以下、14ページ以降に、現金及び預金明細表、残高証明書、公有用地明細表、資産明細表、借入金明細表等を添付しております。

次に、24ページ、25ページには、令和3年度の間接監査並びに決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第11号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第12号の詳細説明を行います。

報告第12号、令和4年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。令和4年6月8日提出、由布市長。

1ページをお開きください。令和4年3月25日に由布市土地開発公社理事会において、令和4年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

まず、1ページの令和4年度事業計画についてですが、新規取得の計画はなく、公有地取得事業の管理利息として1件、下湯平若者定住活性化事業の借入金利息の計上をしております。

次に、2ページから予算となっております。

収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で13万2,000円。収益的支出は、一般管理費と支払利息並びに予備費で13万2,000円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。令和4年度の借入金限度額は6,000万円と定めております。

4ページには、予算の実施計画を記載しております。5ページに一般管理費の明細、6ページには令和4年度の資金計画、7ページは予定貸借対照表、8ページは予定損益計算書、9ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第13号から報告第15号まで、続けて説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。初めに、報告第13号について、詳細説明をいたします。

報告第13号、令和3年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。令和4年6月8日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。令和3年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。国及び県の令和3年度補正予算成立に伴う新型コロナウイルス緊急対策事業や道路整備事業、農業用施設及び公共土木施設災害復旧費など23事業の明許繰越を行い、翌年度、繰越額の合計は24億2,768万1,000円となっております。

繰越理由につきましては、補正予算提案の際に御説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

次に、報告第14号を御説明をいたします。

報告第14号、令和3年度由布市一般会計継続費繰越計算書について。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。令和4年6月8日提出、由布市長。

裏面の計算書を御覧ください。2つの事業がございますが、令和2年度から3か年の継続費となっています4款2項のし尿処理施設整備事業につきましては、翌年度通次繰越額が1,176万3,000円に確定し、令和3年度から2か年の継続費となっています9款1項の防災情報システム整備事業につきましては、翌年度通次繰越額が1,859万1,000円に確定いたしましたので、報告をするものでございます。

次に、報告第15号を御説明をいたします。

報告第15号、令和3年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。令和4年6月8日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。

2つの事業を事故繰越しとしておりますが、10款2項の小学校施設整備事業につきましては、挾間小学校校舎増築に係る用地取得に関しまして、地権者との用地交渉に時間を要し、分筆登記及び所有権移転登記の年度内完了が困難となったものでございます。

また、11款1項の農業用施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害に係る農地等の復旧工事において、令和3年度に明許繰越をしたもののうち203件について、災害復旧事業の集中により必要とする資機材の調達が不安定で入手が困難であったため、工事施工に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったもので、2つの事業を合わせた翌年度繰越額は4億3,485万4,053円となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第16号について、詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。報告第16号について詳細説明を行います。

報告第16号、令和3年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。令和4年6月8日提出、由布市長。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の報告です。

裏面の計算書を御覧ください。

4款資本的支出1項建設改良費、事業名、配水管布設替・配水管改良等工事、予算計上額3,883万1,000円、翌年度繰越額3,883万1,000円でございます。事業内容といたしましては、道路改良工事の進捗に伴うため、年度内に工事の完成ができなかった県道小挾間大分線道路改良工事に伴う送配水管布設替工事など、8事業になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第2号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。承認第2号について詳細説明をいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度由布市一般会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月8日提出。由布市長。

裏面を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和4年4月4日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和4年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億5,845万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年4月4日専決。由布市長。

1ページから、第1表、歳入歳出予算補正となっております。

歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページからは補正予算事項別明細書となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項12目防衛施設周辺整備総務費の区分1、米海兵隊移転訓練対策事業費は、本年4月から陸上自衛隊日出生台演習場で行われた訓練に係る対策費となっております。

内容的には、消防団への巡回謝礼15万6,000円や、若杉地区児童生徒保護対策としてのガソリンチケット代6万8,000円、また若杉連絡所設置に伴う仮設ユニットハウス借上料94万6,000円、仮設電気設備工事費28万2,000円などとなっております。このうち若杉連絡所設置運営に係る経費の2分の1を共通経費として県が負担することから、歳入の雑入で69万1,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第3号及び承認第4号の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。承認第3号及び承認第4号について詳細説明をいたします。

まず、承認第3号について詳細説明を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月8日提出。由布市長。

裏面を御覧ください。専決処分書です。

令和4年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、今回の条例の改正の要点について御説明いたします。

まず、個人住民税関係としまして3点ございます。

1つ目が、公的年金等の収入金額から所得金額を算出する際に合計所得金額を用いますが、令和4年度より、この合計所得金額に退職所得を含まないこととする措置、また課税に必要な情報を確実に把握できるようにするため、給与所得者や公的年金受給者の扶養親族申告書などに退職手当などを有する一定の配偶者・扶養親族の氏名等を記載して申告することとするものでございます。

2点目が、所得税における住宅ローン控除の適用期限が令和7年12月末まで4年間延長されたことに伴いまして、所得税では控除しきれなかった額を個人住民税から控除するという措置を同じく延長するとともに、控除限度額の見直しを行うものでございます。

3つ目が、上場株式等の配当所得等における課税方式が、現行では、所得税と個人住民税におきまして異なる課税方式の選択が可能でありましたが、公平性の観点から、課税方式を一致させることとする改正でございます。

次に、固定資産税関係としまして2点ございます。

1つ目が、土地に係る固定資産税の負担措置につきまして、令和4年度に限りまして商業地に係る課税標準の上昇幅を現行では評価額の5%のところ、半分の2.5%とする措置でございます。

2つ目が、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る税額の減額措置につきまして、対象住宅の拡充、期限の延長を行うものでございます。

次に、納税環境の整備としまして、民法等の一部改正により納税証明書や固定資産税課税台帳などにおきまして、DV被害者等の住所が記載されることのないよう、住所に代わる事項を記載することとする改正を行っております。

その他の改正につきましては、項ずれ等の軽微なものとなっております。

4ページを御覧ください。

4ページからの附則に、それぞれの規定の施行期日及び経過措置等を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第4号につきまして詳細説明を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月8日提出。由布市長。

裏面を御覧ください。専決処分書です。

令和4年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

2ページ目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条の改正につきましては、租税特別措置法の改正による項ずれ等によるものでございます。

次のページの第4条につきましては、企業の本社機能移転を促進し、地方における雇用の創出を図るため、地方拠点強化税制、いわゆる税制の優遇措置の適用期限を2年間延長するとともに、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期間を1年延長するものとなっております。

施行日は、令和4年4月1日からとなります。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建築君） 次に、承認第5号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 俊吾君） 保険課長です。承認第5号につきまして詳細説明をいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月8日提出。由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、令和4年3月31日付で専決処分を行っております。

次のページは、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

改正内容の説明につきましては、次のページからの新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表、上段、第3条第2項につきましては、基礎課税額の賦課限度額を「63万円」から「65万円」に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「19万円」から「20万円」に、それぞれ改正するものであります。

続きまして、第22条第1項につきましては、保険税の軽減による減額後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額につきまして、第3条と同様に「63万円」から「65万円」に、「19万円」から「20万円」にそれぞれ改正するものでございます。

同項第1号につきましては、現行、前年中に「同条第1項」を、前年中に「同項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和4年4月1日、運用につきましては令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

以上で、承認第5号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第40号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長でございます。議案第40号について詳細説明をいたします。

議案第40号、おおいた消防指令センターシステム整備業務委託契約の締結について。

次のとおり、委託契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出。由布市長。

契約の目的は、おおいた消防指令センターシステム整備業務委託でございます。

契約の方法は、大分市消防局によるプロポーザルの結果に基づく随意契約でございます。

契約の金額は、消費税を含む2億8,140万4,200円でございます。

契約の相手方は、大分市東春日町17番19号、日本電気株式会社大分支店です。

裏面をお願いいたします。

令和4年3月9日付で大分県域消防指令業務共同運用検討協議会会長、大分市消防局長でございますが、から協議会委員、県下各消防本部消防長宛てに発出されました、おおいた消防指令セ

ンターシステム整備業務委託候補者選定結果についての写しでございます。

提案金額の66億円は、おおいた消防指令センターシステムの共通整備分と県下各消防本部消防局の個別整備分の合計額でございます。

契約金額の2億8,140万4,200円につきましては、由布市消防本部の個別整備分でございます。

契約相手方の日本電気株式会社大分支店とは、令和4年5月19日付で仮契約を締結しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩します。再開は11時15分といたします。よろしくお願いいたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、議案第41号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。議案第41号について詳細説明を行います。

議案第41号、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について。

由布市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和4年6月8日提出。由布市長。

裏面を御覧ください。

この条例の一部改正は、令和2年度由布市簡易水道事業統合に伴い、庄内簡易水道を由布市水道事業に統合した際、給水区域外である「湊5区の一部」「日ヶ暮」「上重」「大龍西部の一部」を誤謬により給水区域としていたため、条例改正を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第42号及び議案第43号、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三ヶ尻郁夫君） 建設課長です。議案第42号、市道路線（国道210号側道線）の認定について詳細説明を行います。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、国道210号側道線、起点、由布市挾間町挾間558番7地先、終点、由布市挾間町下市456番9地先。

令和4年6月8日提出。由布市長。

これは国道210号線の側道移管に伴い、市道として管理することによるものでございます。

詳細については、裏面を御覧ください。

次に、議案第43号、市道路線（阿蘇野養魚場線）の認定について詳細説明を行います。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、阿蘇野養魚場線、起点、由布市庄内町阿蘇野4034番11地先、終点、由布市庄内町阿蘇野4149番1地先。

令和4年6月8日提出。由布市長。

これは県道田野庄内線旧道移管に伴い、市道として管理することによるものでございます。

詳細については、裏面を御覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第44号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第44号について詳細説明をいたします。

議案第44号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,683万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億528万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

令和4年6月8日提出。由布市長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。令和9年10月供用開始予定の新環境センターの整備等に当たっては、民間事業者が設計・建設から維持管理・運営までを担うPFI・BTO方式にて一括発注することから、建設、運営等に係る分担金1件を追加するもので、令和5年度から令和28年度までの24年間における限度額63億7,944万7,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

4ページからは補正予算事項別明細書となっております。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、16款2項1目の2節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,360万8,000円は、4月末に国から交付限度額の通知がありました原油価格及び物価高騰に対応した交付金でございます。

この交付金の充当先につきましては、当初予算に計上いたしております事業者支援一時金及び今補正予算に計上いたしております7つの事業を想定しておりますけれども、今後、対象事業費が確定をした段階で、みらいふるさと基金及び一般財源との組替えをする予定といたしております。

9ページをお願いいたします。

18款2項1目の1節土地建物売払収入539万5,000円は、未利用地の一般競争入札による売払収入などで財産管理費などに充当いたしております。

19款1項2目の1節指定寄附金20万円は、スポーツ施設整備に対する民間団体からの寄附金で、スポーツ施設管理事業へ充当しております。

20款1項1目の2節基金繰入金3,228万6,000円の減額は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを減額いたしております。

22款5項2目の1節雑入の地域振興課（庄内）132万円は、本年2月に発生をしました本庁舎非常用発電設備からの燃料漏れにつきまして、設備施工業者の施工不良が原因であることが判明したことから、燃料漏れ後に実施をしました土壤環境調査に要した経費132万円について施工業者が負担することとなったため、同額を雑入で受け入れるものでございます。

その他、特定財源として歳出科目に充てられているものは、歳出の項目で説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、まずは歳出予算中の給与管理費につきましては、4月の人事異動及び機構改革に伴う職員給与費の組替え、また第1回定例会で可決いただきました給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置いたしております。

また、会計年度任用職員の報酬についても、配置された人数や任用年数及び職種などに基づき、各項目で補正措置をいたしております。

なお、巻末の55ページから給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、17ページをお願いいたします。

2款1項9目地域振興費の区分1、コミュニティ施設整備促進事業（湯布院）は、指定管理施設である狭霧台園地において、トイレの給水施設に支障が生じていることから、深井戸の揚水管や水中ポンプの引上げによる原因調査工事を行い、その調査結果に基づき、水中ポンプの取替え

や新たな貯水タンクなどの給水設備を整備する工事費を計上させていただいております。

19ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の区分1、個人番号カード交付事業は、マイナンバーカードの交付率向上に向けた対策として、出張申請支援業務委託やマイナポイントチラシの印刷費、ラジオCM放送料などを計上しており、特定財源として全額国庫補助金を充当しております。

21ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の区分2、新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）は、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が新たに非課税となった世帯、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により新たに住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯に1世帯当たり10万円を給付するもので、最大1,100世帯を想定した予算としております。

また、この事業に係るシステム改修及びコールセンター業務委託料など事務的経費を加え、総額1億1,847万7,000円を計上しており、財源は全額国庫補助金を充当しております。

また、22節償還金利子及び割引料1,242万円については、令和3年度補正予算（第8号）で計上いたしました、令和3年度分の住民税均等割非課税世帯等に対する給付金及び事務費について、実績に基づく国庫補助金の返納分でございます。

24ページをお願いいたします。

区分3、新型コロナウイルス緊急対策事業（福祉医療）の18節福祉事業所等支援金は、コロナ禍や物価高騰を背景に厳しい経営や運営状況の中、各種サービスを継続して提供いただいている市内の介護や障害福祉サービス事業所、医療機関、児童クラブなどに対する臨時支援金で、従業員数に応じて1事業所当たり5万円から20万円を支給するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉）は、幼児教育・保育施設等において、食材費の価格高騰により、子どもの発達に必要な栄養バランスの取れた給食提供への影響が懸念されるため、給食費の保護者負担増を抑止し、引き続き、子どもの成長に必要な給食を提供する施設を支援する幼児教育保育施設等支援事業費補助金です。

対象となるのは、市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設の14施設で、材料の高騰相当額に当たる月500円を7月1日時点の利用児童数に応じて、7月から来年3月までの9か月間助成をするもので、特定財源として2分の1の県補助金を充当いたしております。

その下、区分2、新型コロナウイルス緊急対策事業（子育て世帯生活支援特別給付金）は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給する経済支援策です。

支給対象者は、児童扶養手当受給者等で、児童1人当たり5万円の現金給付を行うものです。また、この事業に係るシステム改修業務委託料など事務的経費を加え、総額4,621万1,000円を計上しており、特定財源として全額国庫補助金を充当いたしております。

29ページをお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費の区分1、児童健全育成事業は、挟間庁舎南側駐車場に建設予定で、平時は児童クラブとして活用するコンテナ型ハウスの建築に当たって、建築基準法上、幅員4メートル以上の道路に接続する避難経路を確保することから、市道天神橋同尻線への接道となる南側階段の有効幅を確保するなどの改修工事を行うものです。

次に、3款3項1目生活保護総務費の区分3、新型コロナウイルス緊急対策事業（生活困窮者自立支援金）の18節生活困窮者サポート給付金は、当初予算において国制度に基づく自立支援金を計上いたしておりますが、支給が終了してもなお物価高騰等により生活困窮状況が継続している世帯に対し、国制度の1か月分の2分の1となる額を市独自に給付金として支給をするもので、支給額は1人世帯3万円、2人世帯4万円、3人以上世帯5万円となっております。

31ページをお願いいたします。

4款1項4目予防費の区分1、予防接種推進事業の12節委託料は、子宮頸がん予防ワクチン接種及び小児がん患者等再予防接種に係る委託料で、132万8,000円、また風疹抗体検査事業におけるクーポン券発行等業務委託料96万8,000円となっております。

特定財源として、小児がん患者等再予防接種委託料に県補助金、風疹抗体検査クーポン券発行等業務委託料に国庫補助金をそれぞれ2分の1充当しております。

その下、区分2、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、4回目接種に伴う医療機関への接種業務委託料などで、財源は全額国庫支出金を充当しております。

なお、対象は3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で、基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方となっております。

4款1項5目環境衛生総務費の区分1、水道未普及地域改善事業は、庄内町阿蘇野の上重水道組合が管理する水道施設について、湧水量が減少し、給水に支障が生じていることから、新たな井戸の掘削や水中ポンプ設置工事等に対する水道施設整備事業補助金で、補助率は事業費の60%となっております。

次に、37ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費の区分2、園芸産地整備事業の18節短期集中検疫支援品目生産拡大推進事業費補助金は、他市から由布市に移住して営農する方に対する生産基盤の整備支援で、白ネギ栽培に係る収穫機や防除機などの生産出荷機械、鳥獣防護柵、種苗費の整備に対する補助金で、補助率は、県2分の1、市6分の1、種苗費にあつては、県2分の1、市4分の1となつて

おります。

また、県の補助要綱の改正により当初予算に計上いたしておりました、ねぎ産出額１００億円プロジェクト推進事業費補助金の全額と、園芸産地づくり支援事業費補助金の一部を、この補助金に組み替えて計上させていただいております。

その下、区分４、新型コロナウイルス緊急対策事業（農業振興）の１８節耕畜連携循環型農業推進事業補助金は、当初予算に計上している補助金でございますが、本補助金の対象となっている鳥獣害防止柵の資材高騰を受け、その高騰分に対応した補助金を増額するものでございます。

また、農畜産業再生産緊急対策事業補助金は、地域農業を支えている認定農業者等に対して生産資材等の価格高騰の影響を緩和するため、資材等の購入に係る経費を支援するものでございます。

具体的な補助内容ですけれども、認定農業者に対しては、生産資材等購入経費の１０％上限１５万円、また作付面積が５０アール以上の主食用水稻栽培農家に対しては、１０アール当たり１,５００円、作付面積が路地で５０アール以上、施設で１０アール以上の園芸品目栽培農家に対しては、生産資材等購入経費の１０％上限１０万円、さらに畜産農家に対しては、配合飼料価格安定制度で補填されない飼料価格の上昇分として、令和３年度及び令和４年度の増頭分に応じ、１頭当たり８,０００円を上限といたしております。

３９ページをお願いいたします。

７款１項２目商工振興費の区分１、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）は、コロナ感染症第６波の長期化に加え、物価高騰などにより景気下振リスクが高まっていることから、全県民を対象とした地域消費喚起プレミアム商品券を前回と同規模となる３万セット発行することに係る補助金でございます。

内容としては、紙と電子の２種類の商品券を発行するもので、紙を２万５,０００セット、プレミアム率３０％とし、電子を５,０００セット、プレミアム率４０％に設定をし、由布市商工会への補助金交付を予定いたしております。

特定財源として、県補助金をプレミアム率２０％相当額及び事務費の２分の１を充当いたしております。

次に、４３ページをお願いいたします。

９款１項３目災害対策費の区分１、新型コロナウイルス緊急対策事業（災害対策）は、避難所におけるプライバシー保護と、より一層の感染症対策としてパーテーション１００張を購入するもので、県補助金を２分の１充当いたしております。

４９ページをお願いいたします。

１０款５項１目学校給食費の区分２、新型コロナウイルス緊急対策事業（学校給食）は、学校

給食に利用する原材料の仕入価格が高騰している中、学校給食費の保護者負担の増加を抑止するとともに、提供する食材の質の維持に向け、学校給食センター運営委員会に対して、主要原材料の平均価格上昇相当分の購入費用を助成する学校給食食材高騰対策事業補助金でございます。

最後に、53ページをお願いいたします。

11款3項1目の区分1、公立学校施設災害復旧費は、本年1月に発生した日向灘地震により、外壁塗装の剝離や内壁のクラック等が生じた由布川幼稚園園舎、由布院小学校及び湯布院中学校校舎の災害復旧に向けた調査業務委託料となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第45号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。議案第45号について詳細説明をいたします。

議案第45号、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,783万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年6月8日提出。由布市長。

内容を御説明いたします。

まず、歳入ですが、事項別明細書6ページをお願いします。

中段、5款2項2目の区分1、自立支援型サービス加算推進事業補助金につきましては、県の事業実施による収入見込みに伴いまして増額分として計上しております。

この歳入に伴いまして、8ページの歳出を御覧ください。

上段、4款1項1目の区分1、介護予防・生活支援サービス総合事業については、財源内訳の変更として、国・県支出金を増額し、その他から同額を減額しております。

同ページ、下段、4款2項1目の区分1、一般介護予防事業費の報酬につきましては、配置された会計年度職員の任用年数による報酬月額増額の増額に伴うものでございます。

この増額に伴い、歳入、6ページ、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等をそれぞれの負担割合により増額しております。

以上で、第45号の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（長谷川建策君）　これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は6月10日、午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは6月9日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは13日の正午までとなっていますので、厳守の上お願いいたします。

本日はこれで散会します。大変御苦勞でございました。

午前11時39分散会
